

重度障害者等包括支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
第1 基本方針					法第43条	
	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障がい児の保護者の立場に立った指定重度障害者等包括支援の提供に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第2項	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 ※令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第3項	
	(3) 指定重度障害者等包括支援の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものであるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第126条	
第2 人員に関する基準					法第43条第1項ロ	
1 従業者の員数	指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く）又は指定障害者支援施設の基準を満たしているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第127条第1項	
2 サービス提供責任者	① 指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、サービス提供責任者を1以上置いているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第127条第2項	
	② サービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供にかかるサービス管理を行う者として、次のいずれにも該当する者か。 ア 相談支援専門員 イ 重度障害者等包括支援サービス費の対象となる支援の度合に相当する者に対する入浴、排泄、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事経験者	適・否		条例第4条	平18厚令171第127条第3項 平18厚告547	
	③ 1人以上は常勤となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第127条第4項	
3 管理者	指定重度障害者等包括支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（指定重度障害者等包括支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	適・否		条例第4条	平18厚令171第128条準用(第6条)	
第3 設備に関する基準					法第43条第2項ロ	
設備及び備品等	指定重度障害者等包括支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定重度障害者等包括支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第129条準用(第8条第1項)	
第4 運営に関する基準					法第43条第2項ロ	
1 実施主体	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く）又は指定障害者支援施設となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第130条	
2 事業所の体制	(1) 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第131条第1項	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供出来る体制を有しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第131条第2項	
	(3) 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第131条第3項	
3 障害福祉サービスの提供に係る基準	(1) 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合には、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、最低基準を満たしているか。	適・否		条例第4条 最低基準条例 (サービス、施設)	平18厚令171第132条第1項 平18厚令174 平18厚令177	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従事者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護に限る。）の提供をさせていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第132条第2項	
	(3) 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合には、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、指定障害福祉サービス基準を満たしている	適・否		条例第4条	平18厚令171第132条第3項	

重度障害者等包括支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
4 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、支給決定障害者等が指定重度障害者等包括支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定重度障害者等包括支援の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第9条第1項)	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第9条第2項) 社会福祉法第77条	
5 契約支給量の報告等	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供するときは、当該指定重度障害者等包括支援の内容、契約支給量その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第10条第1項)	
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量の範囲内か。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第10条第2項)	
	(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第10条第3項)	
	(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合も、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第10条第4項)	
6 提供拒否の禁止	指定重度障害者等包括支援事業者は、正当な理由がなく、指定重度障害者等包括支援の提供を拒んでいないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第11条)	
7 連絡調整に対する協力	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用について市町村又は指定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第12条)	
8 サービス提供困難時の対応	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定重度障害者等包括支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定重度障害者等包括支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第13条)	
9 受給資格の確認	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第14条)	
10 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第15条第1項)	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、重度障害者等包括支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第15条第2項)	
11 心身の状況等の把握	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第16条)	
12 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第17条第1項)	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第17条第2項)	
13 身分を証する書類の携行	指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第18条)	
14 サービスの提供の記録	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供した際は、当該指定重度障害者等包括支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定重度障害者等包括支援の提供の都度記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第19条第1項)	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定重度障害者等包括支援を提供したことについて確認を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第19条第2項)	
15 指定重度障害者等包括支援事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者が指定重度障害者等包括支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限定しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第20条第1項)	
	(2) 金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、16の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第20条第2項)	

重度障害者等包括支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
16 利用者負担額等の受領	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第21条第1項)	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第21条第2項)	
	(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)および(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定重度障害者等包括支援を提供する場合に、支給決定障害者等から受けることができる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第21条第3項)	
	(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第21条第4項)	
	(5) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(3)に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第21条第5項)	
17 介護給付費の額に係る通知等	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領により市町村から指定重度障害者等包括支援に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第23条第1項)	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定重度障害者等包括支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第23条第2項)	
18 指定重度障害者等包括支援の取扱方針	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第133条第1項	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすくように説明を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第133条第2項	
	(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第133条第3項	
19 重度障害者等包括支援計画の作成	(1) サービス提供責任者は利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第134条第1項	
	(2) サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第134条第2項	
	(3) サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第134条第3項	
	(4) サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画の変更の際も(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第134条第4項	
20 緊急時等の対応	従業者は、現に指定重度障害者等包括支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第28条)	
21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第29条)	
22 勤務体制の確保等	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。			条例第4条	平18厚令171第136条準用(第33条第3項)	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、適切な指定重度包括支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平18厚告615)及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令2年厚告5)を参照			条例第4条	平18厚令171第136条準用(第33条第4項)	

重度障害者等包括支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
23 業務継続計画の策定等	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用（第33条の2第1項）	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用（第33条の2第2項）	
	(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用（第33条の2第3項）	
24 管理者の責務	(1) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用（第66条第1項）	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従事者に、指定障害福祉サービス基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用（第66条第2項）	
25 運営規程	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業員の職種、員数及び職務の内容 ③ 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数 ④ 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急事等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする利用者 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項	適・否		条例第4条	平18厚令171第135条	
26 衛生管理等	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用（第34条第1項）	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用（第34条第2項）	
	(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定重度障害者等包括支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業員に対する結果の周知 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③ 従業員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用（第34条第3項）	
27 掲示	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用（第35条）	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定重度障害者等包括支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることがで	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用（第35条第2項）	

重度障害者等包括支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
28 身体拘束等の禁止	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第1項	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第2項	
	(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ※（3）は令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。 ※令和5年4月1日以降は、(1) から(3)に規定されている事項が実施されていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第3項	
29 秘密保持等	(1) 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第1項	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第2項	
	(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、他の指定重度障害者等包括支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第3項	
30 情報の提供等	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定重度障害者等包括支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第1項	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第2項	
31 利益供与等の禁止	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定重度障害者等包括支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第1項	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第2項	
32 苦情解決	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第1項	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第2項	
	(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第3項 法第10条第1項	
	(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定重度障害者等包括支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第4項 法第11条第2項	
	(5) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第5項 法第48条第1項	
	(6) 指定重度障害者等包括支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第6項	
	(7) 指定重度障害者等包括支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条第7項 社会福祉法第83条、第85条	

重度障害者等包括支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
33 事故発生時の対応	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第40条第1項)	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第40条第2項)	
	(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第40条第3項)	
35 虐待の防止	指定重度障害者等包括支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定重度障害者等包括支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定重度障害者等包括支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③ ②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第40条の2)	
34 会計の区分	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定重度障害者等包括支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第41条)	
35 記録の整備	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第42条第1項)	
	(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定重度障害者等包括支援を提供した日から5年間保存しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第136条準用(第42条第2項)	
36 電磁的記録等	指定重度障害者等包括支援事業者及びその従業者は、書面の作成、保存等を電磁的記録等の方法で行う場合は、次のとおり行っているか。					
	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(5の(1)の受給者証記載事項又は9の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第224条第1項	
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第224条第2項	
第5 変更の届出等					法第46条	
1 変更及び休止した事業の再開の届出	(1) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を県に届け出ているか。	適・否			法第46条第1項 法施行規則第34条の23	
2 廃止又は休止の届出	(2) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係る障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県に届け出ているか。	適・否			法第46条第2項 法施行規則第34条の23	
第6 業務管理体制の整備等					法第51条の2	
1 業務管理体制の整備	(1) 指定障害福祉サービス事業者は、次の区分に応じて必要な業務管理体制の整備を行っているか。 ① 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の事業者 イのみ ② 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の事業者 イ及びロ ③ 指定を受けている事業所の数が100以上の事業者 イ、ロ及びハ イ 法令遵守責任者を選任しているか。 ロ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ハ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	適・否			法第51条の2第1項 法施行規則第34条の28	

重度障害者等包括支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
2 業務管理体制の届出及び変更の届出	(2) 指定障害福祉サービス事業者は、(1)において整備を行うこととされている業務管理体制について、遅滞なく県(又は厚生労働大臣)に届け出ているか。 また、届け出た事項に変更があったときも、遅滞なく、変更の届出を行っているか。 (届出については、法人単位で行う。)	適・否			法第51条の2第2項及び第3項 法施行規則第34条の28	
第7 障害福祉サービス等情報公表制度の報告	指定障害福祉サービス事業者等の設置者は、サービスを利用する障がい者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するため、情報公表の対象となる指定障害福祉サービス等の情報(法施行規則第65条の9の8に規定する以下の情報)を県に報告しているか。 (報告は、インターネット上における情報公表システムにより行う) ① サービス開始時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報 (法施行規則第65条の9の8別表第1号) ② 毎年度定期的な報告時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報及び運営情報(法施行規則第65条の9の8別表第1号及び第2号)	適・否			法第76条の3 法第76条の3第1項 法施行規則第65条の9	
第8 介護給付費の算定及び取扱い					法第29条第3項	
1 基本事項	(1) 指定重度障害者等包括支援に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号(報酬告示)の別表「介護給付費等単位数表」の第8により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価(10円)を乗じて得た額を算定しているか。(ただし、その額が現に当該指定重度障害者等包括支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定重度障害者等包括支援事業に要した費用の額となっているか。) (2) (1)の規定により、指定重度障害者等包括支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	適・否			平18厚告523一 平18厚告539 法第29条第3項	
2 重度障害者等包括支援サービス費 ① 基本報酬	(1) 重度障害者等包括支援サービス費については、区分6(障がい児は、これに相当する支援の度合)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所において、重度障害者等包括支援を行った場合に、提供した以下のイ～ハに係る障害福祉サービス及び所要時間に応じ、所定単位数を算定しているか。 (利用者) ① 平成18年厚生労働省告示第523号の別表第2(重度訪問介護サービス費)の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。 ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 イ 最重度の知的障がいのある者 ② 認定調査票による行動関連項目の合計点数が10点以上である者(強度行動障がい者) (提供サービス) イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合 ロ 短期入所を提供した場合(1日につき) ハ 共同生活援助(外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。)を提供した場合(1日につき)	適・否			平18厚告523別表第8の1注1 区分省令別表第1 平18厚告543二十三(四を準用)、別表第2	
2人の従業者による支援 ※訪問系のみ	(2) 平成18年厚生労働省告示第546号「厚生労働大臣が定める要件」の一に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者が1人の利用者に対して重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従業者が行う重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定しているか。(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る) 「厚生労働大臣が定める要件」の一 ① 障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③ その他障がい者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合	適・否			平18厚告523別表第8の1注2 平18厚告546一	
② サービス費の算定要件	(3) 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は児童福祉法の障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、重度障害者等包括支援サービス費を算定していないか。	適・否			平18厚告523別表第8の1注9	
3 (身体拘束等廃止未実施減算)	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。 (ただし、令和5年3月31日までの間は、第4の28の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。)	適・否			平18厚告523別表第8の1注8	

重度障害者等包括支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
4 夜間早朝・深夜加算 ※短期入所・共同生活援助以外	夜間又は早朝に重度障害者等包括支援を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に重度障害者等包括支援を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。（短期入所、共同生活援助を除く）	適・否				平18厚告523別表第8の1注5
5 特別地域加算 ※短期入所・共同生活援助以外	運営規定において、当該指定重度障害者等包括支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めているものとして県に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者が重度障害者等包括支援計画の変更を行い、当該指定重度障害者等包括支援事業所の重度障害者等包括支援従業者が当該利用者の重度障害者等包括支援計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度障害者等包括支援を緊急に行った場合にあつては、1回につき所定単位数を加算しているか。（利用者1人につき、1月につき2回を限度とする。） （指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。）	適・否				平18厚告523別表第8の1注3 平21厚告176
	運営規定において、当該指定重度障害者等包括支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めているものとして県に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対して、当該利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数に加算しているか。 （指定重度障害者等包括支援として提供される自立生活援助の中で行った場合に限る。）	適・否				平18厚告523別表第8の1注3の2
	短期入所サービス費を算定している指定重度障害者等包括支援事業所が、運営規定において、当該指定重度障害者等包括支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めているものとして県に届け出た場合であつて、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該指定重度障害者等包括支援の利用を開始した日について、更に所定単位数を加算しているか。 （指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の中で行った場合に限る。）	適・否				平18厚告523別表第8の1注7
	平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、重度障害者等包括支援を行った場合には、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。（短期入所、共同生活援助を除く）	適・否				平18厚告523別表第8の1注4平21厚告176
6 喀痰吸引等支援体制加算 ※訪問系のみ	指定重度障害者等包括支援事業所において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る）	適・否				平18厚告523別表第8の2
7 初回加算	指定重度障害者等包括支援事業所において、新規に重度障害者等包括支援計画を作成した利用者に対して、利用開始日の属する月につき、所定単位数を加算しているか。	適・否				平18厚告523別表第8の2の2
8 低所得者等支援加算 ※短期入所のみ	低所得者等である利用者に対して短期入所が行われる場合には、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否				平18厚告523別表第8の1注6
9 医療連携体制加算 ※短期入所の場合	指定重度障害者等包括支援事業所において、重度障害者等包括支援として短期入所を提供した場合に、以下①～⑧により所定単位数を算定しているか。	適・否				平18厚告523別表第8の2の3注1
①医療連携体制加算（Ⅰ）	医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 （生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設等における重度障害者等包括支援の利用者は算定不可）	適・否				平18厚告523別表第8の2の3注3
②医療連携体制加算（Ⅱ）	医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 （生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設等における重度障害者等包括支援の利用者は算定不可）	適・否				平18厚告523別表第8の2の3注4
③医療連携体制加算（Ⅲ）	医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 （生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設等における重度障害者等包括支援の利用者は算定不可）	適・否				平18厚告523別表第8の2の3注5

重度障害者等包括支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
④医療連携体制加算 (IV)	医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされた者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。(I)から(III)のいずれかを算定している利用者は併算定不可) (生活介護又は自立訓練(機能訓練)を行う指定障害者支援施設等における重度障害者等包括支援の利用者は算定不可) ※スコア表：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平24厚告第122号)別表第1の1の表	適・否			平18厚告523別表第8の2の3注6 平18厚告556五の七	
⑤医療連携体制加算 (V)	医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされた者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。(III)を算定している利用者は併算定不可) (生活介護又は自立訓練(機能訓練)を行う指定障害者支援施設等における重度障害者等包括支援の利用者は算定不可) ※スコア表：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平24厚告第122号)別表第1の1の表	適・否			平18厚告523別表第8の2の3注7 平18厚告556五の七	
⑥医療連携体制加算 (VI)	医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児であって、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者に対して、8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。(III)又は(V)を算定している利用者については算定不可) (生活介護又は自立訓練(機能訓練)を行う指定障害者支援施設等における重度障害者等包括支援の利用者は算定不可) ※スコア表：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平24厚告第122号)別表第1の1の表	適・否			平18厚告523別表第8の2の3注8 平18厚告556五の五	
⑩医療連携体制加算 (VII)	医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第8の2の3注9	
⑩医療連携体制加算 (VIII)	喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (I)から(VI)までのいずれかを算定している利用者は併算定不可)	適・否			平18厚告523別表第8の2の3注10	
10 医療連携体制加算 ※共同生活援助の場合	指定重度障害者等包括支援事業所において、重度障害者等包括支援として共同生活援助を提供した場合に、以下⑦～⑩により所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第8の2の3注2	
⑦医療連携体制加算 (I)	医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第8の2の3注11	
⑧医療連携体制加算 (II)	医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第8の2の3注12	
⑨医療連携体制加算 (III)	医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第8の2の3注13	
⑩医療連携体制加算 (IV)	医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。(Iから(III)までのいずれかを算定している利用者については併算定不可)	適・否			平18厚告523別表第8の2の3注14 平18厚告556五の七	
⑩医療連携体制加算 (V)	医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第8の2の3注15	
⑩医療連携体制加算 (VI)	喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(I)から(IV)までのいずれかを算定している利用者については併算定不可)	適・否			平18厚告523別表第8の2の3注16	

重度障害者等包括支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
11 送迎加算 ※短期入所のみ	短期入所の利用につき、利用者の送迎を実施しているものとして県に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、重度障害者等包括支援として提供する短期入所の利用者に対して、その居宅等と指定重度障害者等包括支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 (国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する事業所(指定管理者へ委託の場合を除く)は算定しない。) ただし、指定重度障害者等包括支援事業所として提供する短期入所の利用につき、当該事業所の所在する建物と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、利用者の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第8の2の4注1,2 平24厚告268三(二を準用)	
12 地域生活移行個別支援特別加算 ※共同生活援助のみ	次の施設基準に適合するものとして県に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者、矯正施設又は更生保護施設を退所後3年を経過していない者で保護観察所又は地域生活定着支援センターから受入依頼を受けた者に対して、特別な支援に対応した重度障害者等包括支援計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む)において、1日につき所定単位数を加算しているか。(共同生活援助に限る) ①指定基準の世話人又は生活支援員に加え、適切な支援を行うための世話人又は生活支援員の配置が可能であること。 ②社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格職員による指導体制が整っていること。 ③従業者に対し、医療観察法に基づく通院中の者及び矯正施設等を退所した障がい者の支援に関する研修を年1回以上行っていること。 ④保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センター等との協力体制が整っていること。	適・否			平18厚告523別表第8の2の5 平18厚告551二の三 イ 平18厚告556九	
13 精神障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ	運営規程に定める主たる対象とする障がい者の種類に精神障がい者を含み、かつ、指定基準上、置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして県に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院し当該精神科病院を退院後1年以内の精神障がい者に対し、重度障害者等包括支援計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(共同生活援助に限る)	適・否			平18厚告523別表第8の2の6	
14 強度行動障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ	次の施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所し当該施設等を退所後1年以内の者のうち、認定調査票による行動関連項目の合計点数が10点以上である者(強度行動障がい者)に対し、重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(共同生活援助に限る) ①サービス管理責任者・生活支援員・地域移行支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を1人以上配置していること。 ②世話人・生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者の割合が100分の20以上であること。	適・否			平18厚告523別表第8の2の7 平18厚告543二十二(四を準用)、別表第2 平18厚告551二の三 ロ	
15 福祉・介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く)が、利用者に対して、重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 上記サービス費・加算の合計数の1000分の89に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 上記サービス費・加算の合計数の1000分の65に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 上記サービス費・加算の合計数の1000分の36に相当する単位数	適・否			平18厚告523別表第8の3 平18厚告543二十三(二を準用)	
16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(R元年10月～)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く)が、利用者に対して、重度障害者等包括支援を行った場合に、上記サービス費・加算の合計数(福祉・介護職員処遇改善加算を除く)の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第8の4 平18厚告543二十四の二	

(参照法令等)

法： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

法施行規則： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)

平26厚令5(区分省令)： 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)

基準関係： 平18厚令171(指定障害福祉サービス基準、サービス指定基準)： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

解釈通知(サービス)： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日付け障発第

条例(サービス)： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年愛媛県条例第16号)

規則(サービス)： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(令和3年愛媛県規則第18号)

重度障害者等包括支援

	主眼事項	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
	<p>平18厚令174（サービス最低基準）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）</p> <p>最低基準条例（サービス）： 愛媛県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第18号）</p> <p>最低基準規則（サービス）： 愛媛県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和3年愛媛県規則第20号）</p> <p>平18厚令172（指定障害者支援施設基準、施設指定基準）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚</p> <p>条例（施設）： 愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第17号）</p> <p>規則（施設）： 愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和3年愛媛県規則第19号）</p> <p>平18厚令177（施設最低基準）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）</p> <p>最低基準条例（施設）： 愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第21号）</p> <p>最低基準規則（施設）： 愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和3年愛媛県規則第22号）</p> <p>平18厚告547（重度包括サビ管告示）： 指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第547号）</p> <p>報酬関係： 平18厚告523（報酬告示）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）</p> <p>平18厚告539： 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）</p> <p>平18厚告543： 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）</p> <p>平18厚告546： 厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）</p> <p>平18厚告551： 厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）</p> <p>平18厚告556： 厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）</p> <p>平21厚告176： 厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号）</p> <p>平24厚告268： 厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268号）</p> <p>留意事項通知： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付障発第1031001号）</p>					